

## 協議第13号

### 障害者福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 心身障害者扶助料については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 住宅リフォーム補助金（障害者住宅改修事業）については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 福祉タクシー料金助成事業（重度心身障害者タクシー料金助成事業）については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 寝具洗濯乾燥クリーニング事業については、中島郡祖父江町の制度に統一する。
- 5 重度心身障害者ガソリン助成事業については、合併時に廃止する。

平成16年1月31日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 9 障害者福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 心身障害者扶助料については、稲沢市の制度に統一する。</p> <p>2 住宅リフォーム補助金（障害者住宅改修事業）については、稲沢市の制度に統一する。</p> <p>3 福祉タクシー料金助成事業（重度心身障害者タクシー料金助成事業）については、稲沢市の制度に統一する。</p> <p>4 寝具洗濯乾燥クリーニング事業については、中島郡祖父江町の制度に統一する。</p> <p>5 重度心身障害者ガソリン助成事業については、合併時に廃止する。</p>

【提案理由】

障害者福祉事業については、事業の効果を勘案して、公平かつ健全な運営に必要な観点から、適正な水準とするためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
心身障害者扶助料	<p>身体障害者 1・2級 3,000円、3・4級 2,000円、 5・6級 1,200円</p> <p>知的障害者 A判定 3,000円、B判定 2,000円、 C判定 1,200円</p> <p>精神障害者 1級 3,000円、2級 2,000円、 3級 1,200円</p>	<p>身体障害者 1級 4,500円、2級 3,300円、 3級 2,700円、4・5・6級 1,500円</p> <p>知的障害者 A判定 4,500円、B判定 3,300円、 C判定 2,700円</p> <p>精神障害者 1級 4,500円、2級 3,300円、 3級 2,700円</p>	<p>身体障害者 1級 4,000円、2級 2,800円、 3級 1,400円、4・5・6級 700円</p> <p>知的障害者 A判定 4,000円、B判定 2,800円、 C判定 1,400円</p>	稲沢市の制度に統一する。
住宅リフォーム補助金（障害者住宅改修事業）	<p>対象者 身体障害者手帳1級から3級の下肢障害、体幹機能障害又は視覚障害者等 限度額 20万円</p>	<p>対象者 身体障害者手帳1級又は2級の下肢障害、体幹機能障害又は視覚障害者等 限度額 30万円</p>	実施していない	稲沢市の制度に統一する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
福祉タクシー料金助成事業（重度心身障害者タクシー料金助成事業）	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1～3級</li> <li>・知的障害者 A・B判定</li> <li>・精神障害者 1・2級</li> </ul> <p>交付内容</p> <p>年間24枚のタクシー券(基本料金分)の交付</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1級又は2級及び3級 の下肢又は体幹機能障害者</li> <li>・知的障害者 A・B判定</li> </ul> <p>交付内容</p> <p>年間48枚のタクシー券(基本料金分)の交付</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1級又は2級及び3級 の下肢又は体幹機能障害者</li> <li>・知的障害者 A・B判定</li> </ul> <p>交付内容</p> <p>年間24枚のタクシー券(基本料金分)の交付</p>	稲沢市の制度に統一する。
寝具洗濯乾燥クリーニング事業	実施していない	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1級</li> <li>・知的障害者 A判定</li> </ul> <p>利用料</p> <p>無料</p>	実施していない	中島郡祖父江町の制度に統一する。
重度心身障害者ガソリン助成事業	実施していない	実施していない	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1級又は2級及び3級 (本人運転のみ)</li> <li>・知的障害者 A・B判定</li> </ul> <p>交付内容</p> <p>1ヶ月10リットルまでのガソリン</p>	合併時に廃止する。